

平成29年度 離島観光活性化促進事業 離島観光商品プロモーション
実施要綱

制定日 平成29年5月15日

1. 目的

この要綱は、沖縄県の委託を受け、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下「OCVB」)が実施する「離島観光活性化促進事業 離島観光商品プロモーション」について、旅行会社に助成するための必要な事項を定める。当該事業では、下記日程で開催する「OKINAWA 離島コンテンツフェア 2017」にて各離島観光事業者が提案する冬期・春期の新しい観光コンテンツを旅行商品として企画する旅行会社と連携し、国内における沖縄離島への需要を喚起する効果的なプロモーションを展開することで、更なる誘客促進を図る。

《OKINAWA 離島コンテンツフェア 2017 スケジュール》

開催地	東京	大阪	名古屋
開催日時	平成29年6月27日(火) 11:00～19:00	平成29年6月29日(木) 13:00～18:00	平成29年9月8日(金) 13:00～18:00
会場	TKP ガーデンシティ品川	梅田クリスタルホール	中日パレス

2. 助成概要

(1) 事業名 : 「平成29年度 離島観光活性化促進事業 離島観光商品プロモーション」

(2) 助成金 : 各季節毎の助成額上限および内訳は、下表のとおりとする。

また、上限額、負担率のうち金額の少ない方を助成額とする。

冬期プロモーション

対象地域による企画の種類	上限額	負担率
① 石垣島・宮古島* ¹ 以外の離島への宿泊を伴う企画	300万円	65%以下
② 石垣島・宮古島での宿泊+石垣島・宮古島以外の離島での行程(日帰り可)* ² を含む企画	250万円	60%以下
③ 沖縄本島周辺離島* ³ の行程(日帰り可)* ² を含む企画	200万円	60%以下
④ 石垣島・宮古島* ¹ 内完結型の企画	150万円	50%以下

春期プロモーション

対象地域による企画の種類	上限額	負担率
① 石垣島・宮古島* ¹ 以外の離島への宿泊を伴う企画	200万円	65%以下
② 石垣島・宮古島での宿泊+石垣島・宮古島以外の離島での行程(日帰り可)* ² を含む企画	150万円	60%以下
③ 沖縄本島周辺離島* ³ の行程(日帰り可)* ² を含む企画	100万円	60%以下
④ 石垣島・宮古島* ¹ 内完結型の企画	100万円	50%以下

*1 宮古島と架橋された4島(池間島、来間島、伊良部島、下地島)を含む。

*2 オプションは不可とする。

*3 沖縄本島周辺離島とは、伊平屋島・野甫島・伊是名島・伊江島・水納島・津堅島・久高島・粟国島・渡名喜島・座間味島・阿嘉島・慶留間島・渡嘉敷島・北大東島・南大東島を指す。

※上表金額には、消費税及び地方消費税を含まない。

※負担率とは、対象経費に対する負担金の割合(%)を指す。

例) 石垣島の冬の企画商品の総経費が 400万円の場合、50%の負担率(200万円)ではなく、上限額(150万円)が優先される。ただし予算の状況によっては、助成額が150万円を下回ることもある。

(3) 助成の内容、期間、条件、およびその他事項については、仕様書に定めたとおりとする。

3. 応募資格

本事業への応募資格は、次の要件をすべて満たす旅行会社および旅行商品企画とする。

(1) 第1種旅行業または第2種旅行業を有すること。

(2) 申請事業者役員に次のいずれかに該当するものが含まれていないこと。

①破産者で復権を得ない者。

②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」と略記)。

(3) 暴力団の構成員等の統制の下にない事業者。

(4) 本事業を運営するにあたって、必要に応じて事務局と速やかに連携を行うなど、事業を円滑に履行することができる体制が整備されていること。

(5) OKINAWA 離島コンテンツフェア 2017 へ来場し、出展社と商談を行った旅行会社であること。

(6) 本事業以外の支援事業への申請を行っていない旅行商品企画であること。

4. 提出の手続きおよびスケジュール

所定の様式に必要事項を記入し、仕様書に定める期間までに提出を行うこと。

(1) 提出書類: 申請書(様式1)、企画書(様式2)、見積書(様式3)、会社概要資料等

企画申請は、各季節(冬・春)につき1社あたり1企画までとする。(合計2企画まで)

(2) 提出締切日: 【東京・大阪会場での商談対象分】平成29年8月4日(金)17:00 必着

【名古屋会場での商談対象分】平成29年9月29日(金)17:00 必着

①申請書の押印箇所には、応募企業の最高決裁者の代表者印(社名+代表者名)が必須。ただし、最高決裁者からの委任がある場合においては、当該企業の支店や営業所であってもその限りではない。

②提出期限(時間)までに原本の提出のない企画提案は一切受け付けない。

(3) 提出場所: 〒901-0152

沖縄県那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター2階

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー

(TEL)098-859-6125

誘客事業部 営業推進室 国内プロモーション課 渡眞利、友利 宛

5. 審査

審査に当たっては次の掲げる事項について総合的に勘案し、評価を行う。また、過去の応募履歴や沖縄商品への取組みの姿勢等も審査対象となる。なお、審査内容についての質問は一切受け付けない。

- (1) 助成対象事業者の要件を満たしているか。 ※「実施要綱 3. 応募資格」を参照
- (2) 企画提案申請書が指示通り提出されているか。
- (3) 助成対象の企画内容であるか。
 - ① 訴求イメージに沿った離島の魅力を発信するとともに、沖縄離島への誘客に繋がる内容になっているか。
 - ② 設定ターゲットに沿った訴求内容になっているか。
 - ③ 国内(沖縄県外)における沖縄離島旅行未経験者およびリピーター向けに、魅力的なアプローチがされているか。
 - ④ OKINAWA 離島コンテンツフェア 2017 にて商談した商品内容が盛り込まれているか。
- (4) 送客目標は企画内容に対して適正であるか。
- (5) 効果測定に適した実施方法となっているか。
- (6) 見積額は予算の範囲内であり、明瞭で適正であるか。
- (7) 上記(1)～(6)を含む総合評価。

6. 決定後の変更申請

助成対象事業者が助成決定通知後に、何らかの事情によりやむを得ず企画内容を変更する場合や申請を取り下げる場合は、変更・辞退申請書(様式4)を速やかに提出し、OCVB の承認を受けること。
事前申請がなく変更があった場合には、助成金の支払いができなくなることもあるので注意すること。

7. 沖縄県・OCVBクレジットおよびリトハクログ掲出に係る事前協議

助成対象事業者が助成決定通知後に、広告掲載媒体へのクレジット・ロゴの掲出が困難である場合は、事前協議申請書(様式 5)を速やかに提出し、OCVB の承認を受けること。
事前申請がなかった場合には、助成金の支払いができなくなることもあるので注意すること。

8. 助成金の確定

OCVB は実績報告を受理した日から 30 日以内にその交付すべき助成額を検査・確定し、その旨、助成事業者へ通知する。ただし、すべての経費において実績報告を検査した結果、当該事業に使用した経費と確認できない場合や送客実績数が送客目標数の 50%を下回る場合*4、助成金は支払わない。

*4 春の企画については適用しない。

9. 支払い

OCVB は確定した助成予定額について、助成対象事業者から提出された請求書に基づき、請求日から 30 日以内に助成対象事業者が指定した金融機関の口座へ、助成金を振込むものとする。

10. その他留意事項

- (1) 応募書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とする。
- (2) 提出された応募書類は、返却しない。
- (3) OCVB は、必要に応じて助成事業者に対し現地への実地検査を行うことができる。

(4) 本事業に係る経理について、報告書及び証憑類は一般事業と区別して整理保存し、事業年度終了後5年間(平成30年4月～平成35年3月末迄)保存することを義務とする。

※証憑類の原本は、助成事業者が保管し、原本のコピーをOCVBへ提出すること。

(5) OCVBは、決定通知後、助成対象事業者がこの実施要綱の規定に違反したとき、申請書等の提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき、もしくはOCVBが求める報告書・証憑類・成果物等を提出しないときは、助成金の交付確定を取り消し、既に交付した助成金の全額または一部を返還させることができる。

(6) この実施要綱に定めのない事項については、沖縄県とOCVBが協議をして決定する。

(問い合わせ先)

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー

〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター2階

誘客事業部 営業推進室 国内プロモーション課

担当: 渡^ト眞^マ利、友^ト利^モ

TEL:098-859-6125 FAX:098-859-6221 E-mail:ritohaku@ocvb.or.jp

附 則

この実施要綱は、平成29年5月15日から施行する。

以 上